

第2章 各分野別施策の基本方向

1 共生社会の実現に向けた理解と交流の促進

【基本的考え方】

誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、「京都府障害のある人もない人も共に安心していきいきと暮らしやすい社会づくり条例」（以下「条例」といいます。）等に基づき、障害及び求められる配慮等に関する理解の促進や、障害のある人とない人の相互理解を深めるための広報・啓発活動を実施するとともに、相互の交流を促進します。

また、条例及び障害者差別解消法等に基づき、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するための取組を進めるとともに、障害者虐待防止法に基づく障害者虐待の防止等、障害のある人等の権利擁護のための取組を推進します。

(1) 心のバリアフリーの推進

障害の有無に関わらず、誰もが暮らしやすい共生社会の実現に向け、府民誰もが、障害のある人や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、一人ひとりが互いを思いやり、支え合えるようにするため、幅広い府民への啓発活動を実施し、「心のバリアフリー」を推進します。

- 障害のある人等の支援を必要とする方々が毎日の生活を送る上で支障となる様々な社会的障壁（バリア）をなくしていくため、府民一人ひとりが、それぞれの立場でできる支援をする応援者となっただけになるよう、心のバリアフリーを推進する啓発活動を実施します。
また、多様な障害を正しく理解し、障害のある人の社会参加に支援の手をさしのべる「障害者サポーター（仮称）」を養成します。
- 条例の趣旨・内容を広く府民に周知し、障害のある人の社会参加と府民の理解を促進するため、府の各種広報媒体を通して啓発を実施するとともに、市町村やテレビ、新聞等のマスメディアの協力を得ながら啓発活動を実施します。
- 「障害者週間」（12月3日～9日）を中心として、府内各市町村において「ほっとはあと製品」の配付など、街頭啓発活動等を積極的に実施するとともに、障害者福祉の啓発ポスター及び体験作文のコンクールを行います。
- 障害のある人、関係者等が一同に集い、広く障害についての理解と関心を深め、障害のある人の自立と社会参加の意欲を増進するとともに、府内各地域における「障害者週間」の啓発を一層強化するため、「京都府障害者のつどい」を開催します。
- 精神障害のある人及びその家族からの相談に応じ必要な助言等を行うとともに、精神保健福祉に関する正しい知識と理解の普及に努めるなど、精神障害のある人の自立と社会参加の促進を図る「こころの健康推進員」を設置します。
- 認知症啓発の企画・実働部隊である「オレンジロードつなげ隊」を各圏域で組織化し、戦

略的な啓発活動を展開します。

また、認知症を正しく理解し、認知症の人及びその家族を温かく見守る応援者として「認知症サポーター」の養成を促進します。

【参考】

心のバリアフリー（バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱（内閣府））

誰もが、支援を必要とする方々の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにすることです。

(2) 社会的障壁（バリア）を除去する取組の推進

条例や障害者差別解消法等に基づく、障害を理由とした不利益取扱いや合理的配慮について、広く府民、事業者等の関心と理解を深める啓発活動を行うとともに、身近な地域で相談に応じる相談体制、調整体制を整備し、バリアの解消を支援します。

- 条例のガイドライン等により、広く府民、事業者等に、障害を理由とした不利益取扱いの具体的事例や、障害のある人への配慮の望ましい事例などを周知し、障害のある人等の社会参加を制約するバリアの解消を促進します。
- 障害を理由とした不利益取扱いや合理的配慮の個別の事案について、身近な地域で相談に応じる体制を整備するとともに、条例に基づく「京都府障害者相談等調整委員会」を設置し、より専門性の高い不利益取扱いの事案等の助言・あっせんによる解決を図ります。
- 行政機関、民間事業者等の合理的配慮の取組を促進するため、行政機関等の窓口職員への研修や事業者を対象とするセミナーの実施等の取組を推進します。

(3) 権利擁護の推進

障害者虐待防止法及び高齢者虐待防止法に基づき、市町村や専門職団体等と連携・協力して、障害のある人や高齢者への虐待の未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等の取組を進めるとともに、障害や高齢により判断能力が十分でなくなった方々の生活を守る成年後見制度等の利用促進を図り、障害のある人等の権利擁護を推進します。

- 市町村、専門職団体等の関係団体と連携し、障害者虐待防止法、高齢者虐待防止法について、広く府民に周知し、虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図ります。
- 「京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター」において、専門職団体と連携・協力して、専門職チームの市町村への派遣、専門職による電話相談を行うなど、障害者虐待、高齢者虐待の対応窓口となる市町村の権利擁護の取組をきめ細かく支援します。
- 虐待事例に基づき、市町村職員を対象とする事例検討会を行うとともに、市町村等が開催する権利擁護研修等に専門職の講師を派遣するなど、関係職員のスキルアップや資質向上を図ります。

- 障害者施設・事業所を対応とする虐待防止研修を開催し、施設・事業所における障害者虐待の未然防止等の取組の促進を図ります。
- 家庭裁判所、市町村、専門職団体等の関係団体と連携し、成年後見制度の正しい知識の周知を図り、制度の適切な利用を促進します。
- 法人後見の取組や市民後見人の養成等を促進するため、市町村職員を対象とする先進事例等の勉強会を開催するとともに、市町村が行う成年後見制度利用支援事業や成年後見制度法人後見支援事業を支援します。
- 京都府障害者相談センターやきょうと高齢者・障害者生活支援センターにおける専門相談体制や金銭管理等日常生活支援の充実を図ることにより、障害のある人の権利擁護の推進と安心できる地域生活の確保を図ります。
- 認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断能力が不十分な人に対して、福祉サービス利用援助（福祉サービスに関する情報提供・助言、利用手続、利用料支払いの援助、日常的な金銭管理等）を行うことにより、安心して地域で自立した生活を送れるように支援します。

(4) 交流及び共同学習の推進

障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習など、障害のある人とないない人との交流を積極的に推進し、相互の理解促進を図ります。

- 障害のある幼児、児童及び生徒とその教育について地域社会の理解を深めるため、学校間交流、地域社会の人々との交流、居住地の児童生徒等との交流、自然体験活動など、交流及び共同学習の一層の充実に努めます。
- 特別支援学校高等部の生徒自らが製作した製品を直接販売し、職業教育等の学習成果の発表を通じて、高等部生徒の自立と社会参加の意欲を高め、人と接する態度を育てるとともに、特別支援学校で学ぶ生徒に対する府民や企業の理解の促進を目指します。
- 好立地にある「ぶらり嵐山」を有効活用し、障害のある人の手づくり製品等の展示・販売等を行い、障害のある人の社会参画への理解を深めるとともに、交流機会の拡大を図ります。
- グループホームなどの障害者福祉施設と、保育所、幼稚園、学校、高齢者福祉施設等とが交流する取組を支援するなど、障害のある人や子ども・高齢者など多くの人々の交流を促進します。

2 教育の推進

【基本的考え方】

障害のある児童生徒が、住み慣れた地域の中で必要な支援のもと、年齢や能力、障害の特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障害のない児童生徒と共に受けることのできる仕組みを構築します。

(1) インクルーシブ教育システムの構築

「京都府教育振興プラン」に基づき、障害のある児童生徒一人ひとりの自立や社会参加を目指し、就学前から卒業後までの一貫した特別支援教育を推進します。

- 就学に関して、幼児、児童及び生徒、保護者に対する十分な情報提供を行い、可能な限りその意向を尊重して就学先が決定されるよう市町（組合）教育委員会の取組を支援します。
- 京都府スーパーサポートセンターにおいて、専門性を活かした教員研修や公開講座、小中学校等の校内研修への講師派遣、府南部の視覚・聴覚障害のある子どもへの教育相談や検査など、発達障害を含む障害のある子どもたち一人ひとりへの支援の充実に努めます。
- 特別支援学校に設置する地域支援センターにおいて、医療・福祉・労働等関係機関と連携し、障害のある児童生徒への早期からの教育相談及び情報提供や、小中学校等への研修支援など、府内各地域における教育相談・支援体制の充実に努めます。
- 障害がある幼児児童生徒の情報（成長記録、支援内容等）が、保育所・幼稚園、小中学校、高等学校間でしっかり引き継がれ、適切な支援が行われるよう、教育委員会と福祉部局が連携して「支援ファイル」や「移行支援シート」の活用を促進します。
- 障害のある幼児が就園している私立幼稚園に対する運営費を助成し、障害のある幼児の就園促進と幼児教育の振興を図ります。
- 障害のある生徒が在籍している私立高等学校に対する運営費を助成し、障害のある生徒の就学促進を図ります。
- 高等部卒業後の職業的自立と社会参加の促進等のため、「就労支援コーディネーター」の配置など労働等関係機関と一体的に連携した就労支援体制の充実に努めるとともに、各学校の特色を生かした職業教育内容の充実に努めます。
（特色を生かした取組）
 - ・ 三療（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう）教育（盲学校）
 - ・ 情報活用能力の育成（聾学校）
 - ・ 喫茶、清掃技能等の実習（知的障害・肢体不自由教育校）

【参考】

インクルーシブ教育システム（障害者の権利に関する条約第24条）

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な限り最大限度まで発揮させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みのことです。

支援ファイル・移行支援シート

乳幼児期から学齢期、成人期まで、障害のある幼児児童生徒の情報（成長記録や支援内容等）をファイル・シート化し、関係者が情報を共有するツールです。

(2) 教育環境の整備

障害のある児童生徒が、住み慣れた地域の中で必要な支援のもと、年齢や能力、障害の特性を踏まえた十分な教育を受けられるよう、特別支援教育を必要とする児童生徒の多様な障害特性を踏まえた教育環境の整備を図ります。

- 府南部地域の特別支援教育を必要とする児童生徒数の増加に対応するため、特別支援学校の新設も視野に入れた抜本的対応策を検討し、教育条件の向上に取り組みます。
- 小中学校及び高等学校において、校内委員会や特別支援コーディネーターの活用や個別の指導計画の作成など、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援体制の充実に努めます。また、京都府スーパーサポートセンターの専門性を活かした教員の指導力の向上等、地域支援センターと連携し重層的な支援の充実に努めます。
- 障害の重度・重複化、多様化に対応し、障害のある児童生徒一人ひとりのニーズに応じて適切な指導及び必要な支援を行うため、特別支援学校で医療的ケアを実施するための喀痰吸引等研修の実施や体制整備を行うとともに、医療専門職の指導助言を得るなど、教員の指導力の一層の向上に努めます。
- 障害のある人の心豊かな生活に向けて、学習参加や社会参加の促進を図るとともに、障害がある人への理解を深める学習機会の提供を行うために必要な社会教育指導者の資質の向上を図ります。
- 障害の重度・重複化、多様化に対応した低床型スクールバスの整備や個別の教育的ニーズに対応する教材等の整備を図ります。

3 生活の支援

【基本的考え方】

障害のある人の自立と社会参加を促進するため、ライフステージに沿った様々な生活上の課題やニーズに対応した支援体制の整備を進めるとともに、障害のある人の自己選択や自己決定が尊重される利用者本位の支援を促進します。

(1) 相談支援体制の整備

障害のある人が、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障害種別に対応した相談支援を提供する体制の整備を図ります。

- 各障害保健福祉圏域に障害者自立支援協議会を設置し、就労支援や医療的ケア、精神障害、発達障害などの各専門部会を置いて、ゼネラルケアマネージャーを中心とする関係機関等とのネットワークを構築し、困難事例等への広域的な対応を図ります。
- 相談支援の質の向上及びサービス等利用計画の適切な作成等を図るため、相談支援従事者の養成、スキルアップを進めるとともに、相談担当職員等の支援を行う人材の養成を図るなど、相談支援体制を充実します。
- ゲートキーパー養成研修、気軽に話ができる居場所づくり等を進めるとともに、精神保健福祉総合センターや保健所等の心の健康相談の充実、地域で相談に応じる「こころの健康推進員」の養成、夜間・休日の電話相談の充実等により、身近な相談体制を整備します。
- 学校に臨床心理士（スクールカウンセラー）を配置し、児童生徒、保護者、教職員への専門的な助言を行うほか、いじめ対策24時間電話相談やメール相談等により、相談機能を充実します。
- 発達障害者支援センターはばたき及び発達障害者圏域支援センター（府内6箇所）を設置し、発達障害に係る相談支援を行います。また、発達障害に関する府民への理解促進のための普及啓発を行います。
- 高次脳機能障害支援拠点における相談支援を継続して実施するとともに、高次脳機能障害に関わる医療機関、福祉サービス提供事業者等への研修や支援機関相互の連携会議により、地域における高次脳機能障害者への支援体制の充実を図ります。
- 府域で生活する難病患者等の日常生活における相談・支援、地域交流活動の促進などを行うため、医療機関、患者団体及び行政機関等の連携を強め、患者等の療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図ります。
- 就労支援など患者等の持つ様々なニーズに対応するため、難病総合相談支援センターを設置し、難病患者の社会参加のより一層の促進を図ります。

- 「京都府認知症コールセンター」や「認知症安心サポート相談窓口」など、身近に相談できる窓口の多様化により、認知症の早期発見及び認知症の人やその家族の介護負担等の軽減を図ります。
- 障害のある人と同じ立場に立つ当事者が相談に応じることで障害のある人を支えていくため、ピアカウンセラーの活用を進めます。
- 児童虐待やDV、非行、ひきこもりなど、複雑・多様化する家庭問題に迅速・的確に対応するため、「京都府家庭支援総合センター」を中心に関係機関の連携・協力のもと、家庭問題に関する総合的・専門的な相談支援を行います。

(2) 在宅サービス等の充実

障害のある人が個々のニーズや実態に応じて、自らの選択・決定により必要なサービスを受けられるよう、市町村等との連携のもと、在宅サービス等の量的・質的な充実を図ります。

- 障害者総合支援法や児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の実施計画である「京都府障害福祉計画」に定める障害福祉サービス等の必要量の確保に向け、市町村や関係機関等と連携してサービス提供基盤の整備を図ります。
- 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービス体系に対応した事業所を確保するため、サービス提供に必要な施設改修等への支援を行います。
- 障害者自立支援協議会の意見等を踏まえ、グループホーム等の「住まいの場」の確保を図るとともに、生活訓練、就労継続支援、地域活動支援センター等の「活動の場」を充実します。
- 障害のある人が必要なサービスを適切に選択できるよう、ホームページや「障害者福祉のてびき」等を活用しつつ、市町村と連携して、制度の周知を図るとともに、障害福祉サービス等を行う事業者の情報の提供に努めます。
- 創作的活動や生産活動の機会を提供し社会との交流促進などを行う地域活動支援センターの機能の充実強化を支援し、地域生活支援の促進を図ります。
- 医療的ケアを必要とする障害のある人や強度行動障害のある人を受け入れる施設や、医療型短期入所の受入を行う医療機関への支援等を行い、障害のある人やその家族が安心して生活のできる環境の整備を図ります。
- 障害のある人の生活の質的向上が図れるよう、視覚、聴覚など障害の特性に応じた生活の機能訓練や点字、手話等コミュニケーションの確保の支援を行います。
- 精神保健福祉総合センターや保健所等の心の健康相談を充実するとともに、地域保健の拠点である保健所において、精神保健福祉総合センターの技術支援を受けつつ、地域・職域連

携推進会議や障害者自立支援協議会等を活用して、産業保健等との連携体制を構築します。

- 精神疾患の未治療者・治療中断者等を適切に精神科医療や福祉サービスにつなげるよう、医療、福祉等の多職種チームによる訪問支援（アウトリーチ）を充実します。
- 地域移行支援・地域定着支援を担う相談支援従事者の養成、退院後のデイケアや訪問支援（アウトリーチ）、精神科救急医療体制を充実するとともに、障害者自立支援協議会等を通じ、精神科医療機関、訪問看護ステーション、相談支援事業所、障害福祉サービス事業所、市町村等と連携・協力して、入院患者の地域移行及び退院患者の地域定着を推進します。
- 精神疾患の患者・家族が地域で孤立せず、患者・家族同士のピアサポートを受けられるよう、精神保健福祉総合センター、保健所等において、精神疾患ごとの特性に応じて、相談支援や患者・家族教室を行うとともに、患者・家族会による「交流の場」を支援します。
- 高次脳機能障害のある人に対し、医療、福祉、行政の連携により、リハビリ医療から就労までを継続してサポートするしくみをつくります。府南部地域では、京都府立心身障害者福祉センターで専門外来と生活訓練事業所が一体的に訓練を行う取組を行います。また、府北部地域では、支援コーディネーターの配置を含めたセンターの検討を行います。
- 認知症の方やその家族に包括的なアセスメントをする「認知症初期集中支援チーム」や初期認知症の人の居場所である「認知症カフェ」の設置を促進します。
- 認知症等による行方不明者を早期に発見するため、定期的な情報伝達訓練のほか、多様な捜索支援を行います。
- 特別障害者手当、障害児福祉手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当等の各種手当を支給し、障害のある人及びその家族の経済的・精神的負担の軽減を図ります。
- 国民年金制度の改正時に、制度の対象とならなかった在日外国人の無年金障害者に対して、国が措置するまでの間の経過的措置として特別給付金を支給します。

(3) 障害児支援の充実

障害のある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を身近な地域で提供できる体制の整備を進めます。

- 医療的ケアを必要とする障害のある児童等について、府立医科大学附属北部医療センターの受入体制を整備するとともに、障害のある児童の在宅生活を支える児童発達支援センターの設置を促進します。
- 北部地域における障害のある児童の療育拠点である「舞鶴こども療育センター」や、「こども発達支援センター」の療育・診療体制を充実・強化するとともに、発達障害のある児童の診療を行う医師等を養成します。

- 発達障害のある乳幼児のスクリーニングから相談、保育所等への保育支援など、発達障害のある乳幼児を早期に発見し、的確な療育が受けられるよう支援します。
また、発達障害のある児童の保護者を支援するため、ペアレントトレーニング等を実施できる人材の養成などを府内で幅広く展開します。
- 学齢期前の聴覚障害児に聴覚・ことばの指導等を行い、言語能力・コミュニケーション能力を高めるとともに、孤立しがちな保護者に対する相談支援等を実施します。
- 在宅障害児が身近な地域で療育指導、相談等が受けられるよう障害児地域療育等支援事業を実施し、療育機能の充実を図ります。

【参考】

ペアレントトレーニング

ほめられることで子どもが達成感を味わい、自信を深め、将来の生きる力をはぐくめるよう、保護者等を対象に子どものほめ方のトレーニングをする教室を開催します。

(4) サービスの質の向上等

障害福祉サービス等の質の向上を図るため、サービスを提供する職員への研修、事業者に対する適切な苦情解決の推進、第三者評価の適切な実施等に努めます。

- 障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する事業者の指導・監督を適切に行うとともに、介護職員による喀痰吸引等の医療的ケアに関する研修、ヘルパーの養成研修、相談支援従事者の養成・確保を推進する研修など、サービス提供人材の確保と質の向上を図ります。
- 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、事業者における適切な苦情解決の促進を図るとともに、事業者段階では解決の困難な苦情については、公正・中立な第三者機関である運営適正化委員会を設け、福祉サービスに関する苦情解決の体制整備とその適正な運用を図ります。
- 京都介護・福祉サービス第三者評価等支援機構によるサービス提供事業者の第三者評価を促進し、サービス提供事業者の組織運営及びサービス提供内容等の透明性を高めるとともに、サービスの質の向上・改善を支援します。
また、その評価結果を公表することにより、利用者の適切なサービスの選択を支援します。

(5) 人材の育成・確保

障害福祉サービス等が円滑に実施されるよう、サービスを提供する人材の養成・確保と質の向上を図ります。

- 障害のある人が個々のニーズや実態に応じて、自らの選択・決定により必要なサービスを受けられるよう、質の高い相談支援やサービス等利用計画の適切な作成等ができる相談支援従事者等の養成・確保を図ります。

- 障害のある人が地域で安心して暮らせるために、精神に障害のある人、聴覚や視覚に障害のある人など障害特性に応じたヘルパーやボランティアなどの人材の養成・確保を図ります。
また、知的障害又は精神障害で行動上の困難を有する障害のある人が危険を回避するために必要な援護を行う者を養成します。
- 障害のある人の地域生活を支えるため、視覚に障害のある人のための同行援護従事者や点訳奉仕員、朗読奉仕員等の養成事業の充実を図るなど、人材の養成・確保に努めます。
- 障害のある人にとって最も身近な相談者である身体障害者相談員、知的障害者相談員及びこころの健康推進員の研修事業を充実し、相談員の資質の向上と活動の充実を図ります。
- 若年性認知症の方やその家族を対象とした相談会を実施するとともに、必要な制度やサービスにつながるよう支援できる人材を育成します。
- 認知症患者の介護を実践する施設・居宅サービス事業所の実務者及び指導者等を対象とした研修を行い、質の向上を図ります。
- 「きょうと介護・福祉ジョブネット」において、介護・福祉職の魅力発信・社会的評価の向上及び働きやすい職場環境の整備支援を検討し、将来を担う人材の育成・確保及び潜在的有資格者の職場復帰等を支援します。
- 特に介護・福祉人材確保が喫緊の課題である府北部地域における介護・福祉人材養成校の誘致・開設に合わせて「総合実習センター」の整備・開設などの取組を一体的に推進します。
- 介護・福祉人材の確保・定着を促進するため、介護者の負担軽減を図る介護支援機器等の開発・普及など働きやすい職場環境の整備支援を図ります。

(6) 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等

利用者の利便性の向上を図るため福祉用具の研究開発等を進めるとともに、身体障害者補助犬法に基づく補助犬の育成等を推進します。

- 重度の視覚障害のある人の歩行の安全を確保する盲導犬、重度の肢体障害のある人を介助する介助犬など、身体障害者補助犬の育成や普及を図ります。
- 先端的リハビリテーション治療の効果検証や普及促進、機器装置における効果検証・導入促進に努めます。
- 障害のある人の日常生活や社会生活の向上を図り、社会参加を支援するため、補装具の給付や日常生活用具の給付・貸付を実施する市町村に対し財政支援等を行います。

4 保健・医療の充実

【基本的考え方】

障害のある人が身近な地域において、保健・医療サービス、リハビリテーション等を受けることができるよう、支援体制の充実を図るとともに、精神障害のある人が地域で暮らせる環境の整備を推進します。

(1) 保健・医療の充実等

障害のある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図ります。

また、高齢化が進み、障害の重度化・重複化の傾向が高まる中で、障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、障害の度合いに応じて医療・福祉が連携したサービスの提供に努めます。

- 丹後、中丹、南丹、山城（北・南）の各医療圏における医療機能の整備を図ります。とりわけ厳しい医療環境にある北部地域においては、府立医科大学附属北部医療センターを「北京都安心医療拠点」として、北部地域の診療所等への医師派遣を拡大するなど、地域医療基盤の強化を図ります。
- 障害のある人が住み慣れた地域や家庭において自立した生活が送れるよう、地域における障害児・者医療・リハビリテーション提供体制を充実し、医療・保健・福祉分野の関係機関の連携体制を構築するとともに、継続的かつ適切なリハビリテーションが受けられる総合リハビリテーション体制の整備を促進します。
- 地域リハビリテーションの推進、府リハビリ教育センターにおけるリハビリに精通したかかりつけ医等や府立医科大学におけるリハビリテーション専門医等の養成、先端的リハビリテーション治療の研究開発・普及促進の「リハビリ3本柱」による総合対策を進めます。
- 障害のある人など社会的に弱い立場の人などへの医療費助成制度の拡充を図り、障害のある人の自立と社会参加を支援するとともに、市町村が実施する公費負担医療制度を支援することにより、障害のある人が安心して医療を受けられるよう努めます。
- 口腔保健支援センターが中心となり、医科・歯科・調剤連携を推進するとともに、障害のある人の歯科保健医療に対応できる歯科医師や歯科衛生士を育成します。
また、「京都府歯科サービスセンター中央診療所」に加え、新たに整備した「京都歯科サービスセンター北部診療所」により、市町村と連携し、府内で暮らす障害のある全ての人が安心して歯科診療を受けられるよう努めます。
- 認知症疾患医療センターを核とした認知症サポート医、一般病院の医師、かかりつけ医等のネットワークを構築し、早期発見・早期対応体制の整備などにより、医療と福祉が連携した認知症医療体制を整備します。

- 臓器提供に関する京都府民の意思を尊重できるよう、移植医療に関する正しい知識を普及・啓発するための、「意思（おも）いをつなぐグリーンリボン京都府民運動」を、関係機関・団体と共に推進します。また、臓器移植の専門職として、臓器移植コーディネーターを配置し、臓器提供発生時の対応や府民・医療従事者等の相談支援、移植医療に関する出前講座を行い、移植医療に関する理解の促進を図ります。

(2) 精神保健・医療の提供等

精神障害のある人への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、精神疾患で入院中の人の早期退院及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、精神障害のある人が地域で生活できる社会資源の整備を図ります。

- 心の病気を持った方が、身体の病気を併発し救急対応が必要な場合に、一般救急病院と精神科病院が連携して、円滑に受入医療機関に搬送し、適切な治療が受けられる体制整備を進めます。
- 緊急に医療を必要とする精神障害のある人等のために、病院輪番体制等による 24 時間の精神科救急体制を確保します。
- 児童精神医療、アルコール・薬物依存症、てんかん等の専門的な精神科医療について、京都府全体で対応できる医療提供体制の整備を図ります。
- 医療機関における入院患者等に対して、精神医療審査会などにより、人権に配慮した適切な処遇を確保します。
- 通院医療費の助成等を通じて、精神科医療を受診する機会を保障します。
また、医療及び保護のために入院させなければ自傷他害の恐れがあると認めた場合の医療保護を円滑に実施するため、その医療費負担の軽減を図ります。
- 在宅の精神障害のある人の社会参加を促進するため、精神保健福祉総合センターにおいて精神科デイ・ケアを実施するとともに、同様の支援が府内各地の医療機関で実施されるよう取組を推進します。
- 「自殺対策条例」を制定し、「京都いのちの日」の設置など自殺予防府民運動を展開するとともに、未遂者の居場所となる「いのちのシェルター」づくりをはじめハイリスク者対策などを進めます。
- 府内各地域で市町村、関係機関等のネットワークをつくとともに、自殺を考え悩んでいる人を適切な相談窓口等へつなぎ、見守っていくゲートキーパーの養成や、自殺未遂者・自死遺族への対応など、地域の相談・支援体制を強化し、府全域で総合的な自殺対策を推進します。

(3) 人材の育成・確保

障害のある人等が身近な地域で必要な医療の提供等を受けられるよう、医師・看護師等の育成・確保の取組を充実・強化します。

- 「京都府地域医療支援センター」により、府内の大学、病院、医療関係団体と連携したオール京都体制のもと、若手医師の確保・育成、女性医師の勤務環境改善、産婦人科・小児科医の確保など、総合的な医師確保対策の取組を充実・強化します。
- 看護師確保対策については、ナースセンターに設置した就業相談アドバイザーによるきめ細かな就労支援を実施するほか、京都府北部看護支援センターや京都府立看護学校を中心に、看護師確保、人材育成を図るなど、北部地域をはじめ府内病院への就職を促進します。
- 医師の地域偏在や診療科偏在の課題がある中、医師不足地域においても、大学病院等と同様に高度医療や専門医療に適切に対応できる環境を整備するため、研究・研修を合同で実施するなど大学や公的病院間のネットワーク化を推進します。
- 府内への就業を希望する理学療法士等養成施設就学者に対し修学資金を貸与する修学資金制度の実施、北部地域や介護系施設を含めたりハビリテーション就業フェアの開催等の人材確保対策を推進します。

(4) 難病に関する施策の推進

難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

- 在宅難病患者の生活の質の向上に向けて、保健所を中心に「難病対策地域協議会（仮称）」を設置し、医師、理学療法士等による医療や生活に係る相談指導、難病に対する正しい知識の情報提供、患者同士の交流など、保健、医療、福祉サービスが効果的に提供できるようにネットワークを整備するとともに、地域の総合的な支援体制の充実を図ります。
- 難病患者の病状や療養実態に即した支援が地域で適切に提供できるよう、「新・難病医療拠点病院(総合型)（仮称）」及び「新・難病医療拠点病院(領域型)（仮称）」を核に、各地域の「難病医療地域基幹病院(仮称)」及び「指定難病医療機関」と相互のネットワーク体制を強化します。
- いわゆる難病のうち、指定難病については、治療が極めて困難であり、医療費も高額であることから、これらの疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図るため、「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、保険診療の患者負担分の一部について公費負担を行います。

5 生活環境の整備

【基本的考え方】

障害のある人の自立と社会参加を促進し、誰もが暮らしやすい生活環境の整備を進めるため、障害のある人のための住宅の確保、施設・公共交通機関のバリアフリー化を推進するとともに、障害のある人等にやさしいまちづくりを推進します。

(1) 福祉のまちづくりの総合的な推進

子どもや高齢者、障害のある人をはじめ誰もが暮らしやすい人にやさしいまちづくりを推進するため、ユニバーサルデザインの考え方によるまちづくりの取組等を推進します。

- みんなでつくる「あったか京都」指針（京都府ユニバーサルデザイン推進指針）の考え方の普及に努め、すべての人が安心・安全で利用しやすい建物、製品、サービスなど、ユニバーサルデザインの考え方を基本としたまちづくりやものづくりを促進します。
- 全ての府民にとって暮らしやすいまちづくりを推進し、障害のある人や高齢者など誰もが安心して外出できる社会の実現を目指して、京都おもいやり駐車場利用証制度を推進します。
- 障害のある人や高齢者をはじめ全ての人が安心して外出できるよう、「人にやさしいまちづくりホームページ」において、京都おもいやり駐車場利用証制度の協力施設や、バリアフリーに配慮した施設、ユニバーサルデザイン等に関する情報発信を推進します。

【参考】

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、能力、国籍などの違いに関わらず、すべての人が笑顔がこぼれるよう、はじめから、安心・安全で利用しやすいように、建物、製品、サービスなどをデザインすることと、そのプロセスです。

(2) 住宅の確保

障害のある人の地域での自立した生活を推進するため、多様な世帯が居住し交流できる府営住宅等の整備、住宅のバリアフリー化、府営住宅への優先入居などの取組を推進します。

- 障害のある人や高齢者、子育て世帯はもとより、多様な世帯が居住し交流できる府営住宅等を整備し、ユニバーサルデザインの考え方によるまちづくりを推進します。
- 障害のある人の生活や活動の障害とならないよう、バリアフリー仕様の府営住宅の建設を行うとともに、既設の府営住宅においても、住戸内やエレベーターの設置をはじめとする共用部分のバリアフリー改善を進めます。

- 加齢による身体機能の低下や障害が生じた場合にも住み続けられる住宅ストックの形成を促進するとともに、既存住宅のバリアフリー工事等に対して低金利でリフォーム資金を融資します。
- 安全で不自由なく暮らせるバリアフリー住宅にするために、設計内容や工事方法について専門家が相談に応じる住宅相談を実施します。
- 一般住宅（公営住宅・民間住宅）への入居を促進するため、入居契約手続きの支援を行う市町村の「居住サポート事業」が円滑に実施されるよう支援します。
- 障害者世帯の府営住宅への入居を支援するため、一般募集とは別に、京丹波町以南の南部地域募集では年3回、福知山市・綾部市以北の北部地域募集では年2回、優先枠を設けて募集を行い、入居機会の確保を図ります。

(3) 公共交通機関のバリアフリー化の推進

障害のある人や高齢者をはじめ誰もが安心して外出できるよう、駅等の旅客施設における段差解消や、交通安全施設、道路交通環境の整備促進などを推進します。

- 鉄道駅舎及びその周辺地区におけるバリアフリー化を一体的に促進し、高齢者・障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を図るため、その中心となる鉄道駅舎を対象に、国庫補助制度と協調し、関係市町とともに、鉄道事業者が行うバリアフリー化事業に対して助成します。
- 身体に障害のある人や高齢者が安心・安全に通行できる交通安全施設及び道路交通環境の整備を推進します。
また、バリアフリー法に基づく重点整備地内の生活関連経路における府管理道路のバリアフリー化を図ります。
- 障害のある人や高齢者が安心・安全に外出できるよう、違法駐車車両の排除や、道路管理者等と連携した放置自転車等の排除を推進します。
- 身体に障害のある人などからの申請により、審査のうえ駐車禁止除外車標章を交付します。

(4) 誰もが利用する施設等のバリアフリー化の推進

バリアフリー法及び京都府福祉のまちづくり条例などに基づき、多くの人が利用する施設のバリアフリー化等を進め、誰もが安心して行き来できるまちづくりを推進します。

- 「人にやさしいまちづくりホームページ」において、京都おもいやり駐車場利用証制度の協力施設や、バリアフリー化やユニバーサルデザインの考え方等に関する情報発信を行い、施設のバリアフリー化等を促します。
- 多くの人が利用する施設の協力のもと、京都おもいやり駐車場利用証制度の普及を促進し、

誰もが安心して外出できる社会の実現を目指します。

- 多数の人が利用する府立公園においてバリアフリー化を推進するとともに、市町村管理公園において、園路やトイレなどのバリアフリー化を推進します。
- バリアフリー法及び京都府福祉のまちづくり条例に基づく協議、指導、認定の各段階を通じて、建設時及び維持管理計画におけるバリアフリー化について設置者・事業主への周知・指導・助言を行います。

(5) わかりやすい情報の提供

障害のある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、わかりやすい情報提供や、コミュニケーション支援の充実等を推進します。

- 障害のある人や外国人観光客などへのわかりやすい情報提供や、コミュニケーション支援を図るため、ユニバーサルデザインの考え方による「コミュニケーション支援ボード」の普及を促進します。
- 聴覚障害のある人が利用する録画物その他各種情報記録媒体の製作及び手話通訳者の養成・派遣等の便宜等を供与し、聴覚障害のある人への支援拠点となる京都府聴覚障害者情報提供施設の設置・運営を支援します。
- 視覚や聴覚に障害のある人が日常生活上の必要な情報を容易に得て、また、発信できるように、点字図書館などの充実に努めます。
- 府民だよりの情報バリアフリー化を図るため、文字拡大版、点字版、音声版を発行します。
- 京都府のホームページの内容をより工夫し、障害のある人に対して、有効な情報を発信します。また、障害のある人が利用しやすいホームページの構築に努めます。
- 障害のある人の情報・コミュニケーション支援のため、初心者向けIT講座、視覚・聴覚等障害別IT講座やIT相談などを実施します。
- 聴覚障害のある人のコミュニケーションを確保するため、手話通訳者・要約筆記者派遣を実施します。
- 重度の視覚障害のある人又は重度の上肢障害のある人が情報技術を活用できるよう、周辺機器等の購入を助成し、障害のある人の情報バリアフリー化を支援します。

6 雇用・就労の促進

【基本的考え方】

働く意欲のある障害のある人が、その適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する者にはできる限り一般就労ができるよう支援するとともに、福祉的就労の工賃の水準が向上するような支援等を通じて、福祉的就労の充実を促進します。

(1) 障害者雇用の促進

障害のある人が、その適性と能力を十分に発揮することができるよう、企業との協働による雇用の場の創出と拡大を図るとともに、障害者雇用に積極的に取り組む企業を応援する取組などを推進し、障害者雇用の促進します。

- 「京都府障害者雇用サポートセンター（仮称）」を設置し、企業に障害者雇用に関するアドバイザーを派遣し、コンサルティングや企業内の障害者雇用支援人材を育成するなど、就労から雇用管理、定着支援までの総合的な支援体制を構築します。
- 障害者雇用促進セミナー、企業見学会の開催や障害者雇用に関する事例集の作成などにより、先進事例のノウハウを広く企業に浸透させるとともに、精神障害の理解促進や合理的配慮の提供に関するガイドブック等を活用し、企業への普及・啓発を図ります。
- 特例子会社や障害のある人を多数雇用する事業所の創設に対する支援を行うとともに、セミナー、見学会等を開催し、特例子会社等の設立の促進や、中小企業の連携・共同による障害者雇用の拡大を促進します。
- 府庁の職場において、あらゆる障害のある人の雇用や職場実習を積極的に推進し、その実務経験をもとに一般企業への就労につなげます。
- 障害のある人の雇用に積極的に取り組む企業を「京都はあとふる企業」として知事が認証し、認証企業が実践している働きやすい職場づくりの先進事例をホームページ等で紹介することにより、障害者雇用への機運を高め、府内企業への普及・啓発を図ります。
- 障害のある人の雇用に積極的な企業の認証や、障害者就労施設等からの物品等の優先調達、地域社会貢献企業からの物品優先調達、福祉のハートショップの一般企業への拡大等を通じて、人にやさしい企業づくりを推進します。

【参考】

特例子会社

雇った障害者を親会社の雇用とみなして雇用率に合算できる子会社です。障害者が5人以上で、従業員に占める割合が20%以上であることなどの条件を満たした場合に、厚生労働大臣が認定します。

(2) 総合的な就労支援

京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」を中心に、障害のある人の就労に関する相談から能力開発・向上、定着支援までの総合的な取組を、福祉、教育機関等とのネットワークを強化して推進します。

- 京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」をはじめ、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、高等技術専門校等の訓練機関、教育機関、市町村など様々な関係機関が連携し、障害のある人の就労支援について、オール京都での一体的推進体制の強化を図ります。
また、その推進体制のもとで、相談から訓練・実習への誘導、就労あっせん、職場定着に到るまでの総合的な就労支援を推進します。
- 身近な地域において、障害のある人の生活支援や職場定着支援などを行う障害者就業・生活支援センターについて、その機能の充実を図るとともに、地域によって支援内容に格差が生じないように人口規模の大きな圏域において複数のセンターを設置します。

(3) 障害特性に応じた就労支援及び就業力の強化

障害のある人の雇用・就労を促進するため、精神障害、発達障害等の障害特性に応じた支援の充実・強化を図るとともに、就職を希望する人の能力向上など就業力強化の取組を推進します。

- 京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」を中心に、相談から就職準備支援、職場体験・実習、職場定着支援まで、福祉、教育、医療など様々な関係機関と連携し、障害の特性に応じたきめ細かな就労支援を行います。
- 障害の特性に応じた多様な委託訓練先の開拓や支援メニューの充実を図るとともに、安定した就職に結びつけるため、京都ジョブパーク「はあとふるコーナー」や障害者就業・生活支援センター等就労支援機関と連携し、就労適応能力向上や就業力強化のための取組の充実を図ります。
- 高等技術専門校において、企業ニーズの変化を踏まえつつ、身体・知的・発達障害等それぞれの障害特性に応じた職業訓練を行い、障害のある人の就業力の強化を図ります。
- 精神障害のある人が一定期間事業所に通所する方法により、対人対応や勤務意欲の持続訓練などを行う社会適応訓練を通じて、精神障害のある人の就労に必要な能力向上など就業力強化を図ります。
また、効果的な社会適応訓練の実施に向けて、協力事業所の事業主間の交流及び事業主に対する研修を実施します。
- 「委託訓練制度」など国制度を積極的に活用し、精神障害のある人の特性に合わせた訓練や支援メニューの充実・多様化を図ります。
- ITを活用して就労可能な技術を身につけるための研修を開催するとともに、就労を希望

する修了者等をITサポートセンターに登録し、仕事の受注、仕事の配分等を実施します。

- 障害のある人が日ごろ培った職業技能を競い合い、職業能力の向上とともに、障害のある人に対する理解と認識を深め、雇用の促進を図ることを目的として、アビリンピック京都大会を毎年開催するとともに、競技種目の充実や参加事業所、一般来場者の増大に努めます。また、全国障害者技能競技大会の代表選手派遣などを支援します。

(4) 福祉的就労の充実

福祉の職場で働く障害のある人の自立と社会参加を支援するため、民間企業等とも連携して、工賃向上の取組を推進するとともに、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達を積極的に推進するなど、福祉的就労の充実を図ります。

- 「ほっとはあと製品」の生産・販売の促進により障害のある人の自立を支援するため、民間企業等とも連携して「ほっとはあと製品」応援事業の充実等を図ります。
 - ・ 製品を生産する就労継続支援事業所において、販売戦略づくり等を実施し、工賃向上につながる製品づくりを応援します。
 - ・ 府内の就労継続支援事業所等で組織する「京都ほっとはあとセンター」の製品普及、販売促進等の事業を推進します。
 - ・ 府、市町村庁舎、民間企業の施設等に常設販売コーナー（ハート（まごころ）ショップ）を設置し、ほっとはあと製品の販売を促進します。
- 障害者就労施設での受注機会を拡大するため、コーディネーターによる企業訪問や共同受注システムを運用することにより、企業等のニーズに応じた競争力のあるサービスや製品を事業所が連携して提供することで、マッチングの機会を増大し、民間企業等からの受注を増やす仕組みづくりや仕事づくりを推進します。
- 障害者優先調達推進法に基づき、京都府において、障害者就労施設等の提供する物品・サービスの優先調達を積極的に推進します。また、府内市町村へも積極的な取組を働きかけます。

7 スポーツ、文化・芸術、レクリエーション活動の振興

【基本的考え方】

障害のある人一人ひとりの個性と能力を活かし、障害のある人が生きがいをもって人生を送れるよう、スポーツ・芸術活動をはじめとする社会活動を推進します。

(1) スポーツ、レクリエーション活動の推進

障害のある人の自立と社会参加の促進や、潤いのある生活を促進するため、引き続き、スポーツ、レクリエーション活動の推進を図ります。また、その活動による障害のある人とない人の交流の機会を通して、相互理解の促進を図ります。

- 障害のある人のスポーツ競技力の向上を目指し、「全国車いす駅伝競走大会」や「全京都障害者総合スポーツ大会」の充実に努めます。
- 障害のある人がスポーツ・レクリエーションに日常的に親しむため、「心身障害者スポーツのつどい」や「障害者ふれあい広場」の充実に努めます。
- スポーツ・レクリエーション活動を促進するための指導者の養成、組織の強化に努めます。
- 障害のある人のスポーツ活動を保障するため、府立の体育施設（府立体育館、丹波自然運動公園及び伏見港公園、サンアビリティーズ城陽）において、障害のある人とその介護者を対象にスポーツのつどいを実施します。

(2) 文化・芸術活動の振興

障害のある人の文化・芸術活動が活発に行われるよう、芸術系大学などと連携して、その環境整備を行い、障害のある人の社会参加の促進や、障害のある人の芸術作品の素晴らしさの周知を図るとともに、文化・芸術を通じて障害のある人とない人の交流を促進し相互理解を深めます。

- 芸術系大学などと連携して「きょうと障害者文化芸術推進機構」を創設し、オール京都により障害のある人の文化・芸術活動を支援します。
- 障害のある人によるアートの素晴らしさを周知するとともに、アートを通じて障害のある人とない人の相互理解を深めるため、府内数箇所でアート作品の展示及びアート製品の販売をする「アールブリュッ都ギャラリー」を設置します。
- 障害のある人の芸術文化活動の可能性を切りひらき、障害のある人の社会参加の促進を図るとともに障害に対する理解と認識を深めるため、「京都とっておきの芸術祭」を開催し、障害者作品展、ものづくりワークショップ等を行います。

8 暮らしの安心・安全

【基本的考え方】

障害のある人が地域社会において、安全に、安心して暮らすことができるよう、防災・防犯対策の推進、消費者被害の未然防止と救済等を図ります。

(1) 防災対策の推進

災害時のわかりやすい情報提供や、被害を受けやすい高齢者、障害のある人などの要配慮者を適切に避難支援するための市町村の取組の支援など、防災対策を推進します。

- 京都府災害時要配慮者避難支援センターにおいて、市町村域や府県域を超える大規模・広域災害時における病院、社会福祉施設等の避難・受入を支援します。

- 災害時に被害を受けやすい高齢者、障害のある人などの要配慮者を適切に避難支援する計画策定、福祉避難所や福祉避難コーナーの設置など市町村の取組を支援します。
- 災害時に高齢者や障害のある人などの要配慮者を適切に支援できる災害時福祉派遣支援隊員や福祉避難サポートリーダーを養成します。
- 原子力災害時に備えて、高齢者や障害のある人などの要配慮者施設の放射線防護対策を推進します。
- 京都府広報テレビ番組「みんなの京都ふらりー」、ラジオ「きょうとほっと情報」、広報紙「きょうと府民だより」、SNSやホームページなどの各種媒体を活用し、防犯や災害情報などを発信します。
- 気象警報や市町村の避難情報などの災害に関する情報や、要配慮者支援のための情報をお手元の携帯端末に即座に配信し、障害のある人の安心・安全の確保に役立てます。

【参考】

SNS

個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのことです。

(2) 防犯対策の推進

ファックスやメールによる緊急通報の推進や、携帯電話等を活用した防災・防犯情報の提供、各種広報媒体を活用した犯罪や交通事故に遭わないための情報の発信など、防犯対策を推進します。

- 聴覚や言語に障害のある人などが、犯罪被害に遭った時や事件や事故を見たときなどに、直接警察に通報ができるよう「ファックス 110 番」及び「メール 110 番」を運用していますが、より一層利便性の向上を図り、広報に努めます。
- 防犯・犯罪発生情報等を希望する方に対して、タイムリーに携帯電話やスマートフォン等へメール配信し、防犯意識の高揚等に努めます。
- 聴覚に障害のある人などが地域安全情報の提供を受ける機会を得られるよう、映像等の啓発資料の活用や手話のできる警察職員等による防犯教室を開催し、防犯指導を行います。
- 広報紙「きょうと府民だより」「府警あんぜん広場」や府警ホームページ、交番・駐在所発行のミニ広報紙等の各種広報媒体を活用し、犯罪や交通事故に遭わないための情報を発信します。

- 犯罪や交通事故を未然に防ぐため、事件・事故などにつながる事前の情報「ヒヤリ・ハット情報」を提供します。
- 関係機関が連携し、情報共有を図るなどして、認知症等のために徘徊する高齢者等を早期かつ適切に保護し、犯罪や事故から守るためのしくみを構築します。

(3) 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

くらしの安心推進員など地域と連携した見守り活動の強化、府・市町村が連携した消費者相談の実施、成年後見制度の活用などにより、障害のある方々に係る消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

- くらしの安心推進員など地域と連携した見守り活動の強化や消費生活相談員による出前講座・出張相談を実施し、消費者被害の掘り起こしや未然防止に取り組むとともに、事業者指導等を通じ、悪徳商法等の撃退に取り組みます。
- 府・市町村が連携し、消費生活相談に当たるとともに、府・市町村相談員や弁護士等で構成する「消費者あんしんチーム」で困難事案に対処します。
- 家庭裁判所、市町村、専門職団体等の関係団体と連携し、高齢者や障害のある人を消費者被害などから守る成年後見制度の正しい知識の周知を図り、制度の適切な利用を促進します。
- 消費者被害にあわないために、また、よりよく生活できるようにするために、障害のある方々にも受け入れやすい消費者教育に取り組みます。